

宇都宮地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(宇都宮税務署長)

平成25年1月31日棄却・確定

判 決

原告	甲
原告	乙
原告	丙
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	宇都宮税務署長 塚田 忠幸
被告指定代理人	山口 克也
同	滝澤 衆
同	津久井 文夫
同	長谷川 健太郎
同	那須井 雅俊
同	藤原 尚文
同	菊地 幸雄
同	田尻 浩子

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が平成22年6月29日付けで原告甲に対してした、被相続人丁の平成19年4月25日相続開始に係る原告甲の相続税の更正処分のうち、課税価格1億1262万5000円及び納付すべき税額3万9200円を超える部分並びに上記更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年6月29日付けで原告乙に対してした、被相続人丁の平成19年4月25日相続開始に係る原告乙の相続税の更正処分のうち、納付すべき税額220万9900円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 3 処分行政庁が平成22年6月29日付けで原告丙に対してした、被相続人丁の平成19年4月25日相続開始に係る原告丙の相続税の更正処分のうち、納付すべき税額220万9900円を超える部分及び上記更正処分に係る過少申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、平成19年4月25日死亡した亡丁(以下「丁」という。)の相続人である原告らが、丁

の相続に係る相続税の申告をしたところ、処分行政庁から、相続開始日の6日前に亡丁個人名義の預金口座から引き出された現金5000万円が相続財産に含まれるとして、それぞれ相続税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたため、処分行政庁に対し、これらの処分の取消しを求めている事案である。

1 前提事実(括弧内に証拠を記載した事実以外は争いがない。)

- (1) 原告甲(以下「原告甲」という。)は丁の妻であり、原告乙(以下「原告乙」という。)は丁の長女であり、原告丙(以下「原告丙」という。)は丁の長男である。
- (2) 原告乙は、平成19年4月19日、宇都宮市内において、A銀行本店丁名義の預金口座(以下「本件口座」という。)から5000万円を引き出した(以下、この引出金を「本件金員」という。)
- (3) 丁は、平成19年4月25日、死亡した。
- (4) 原告らは、平成20年2月12日、処分行政庁に対し、丁の相続につき原告甲については、課税価額1億0276万2000円、原告乙については、課税価額3016万1000円、原告丙については、課税価額2314万2000円と計算した相続税の申告書を提出した(乙3)。
- (5) 原告らは、平成21年11月24日、処分行政庁に対し、原告甲については、課税価格1億1262万5000円、納付すべき税額3万9200円、原告乙については、課税価格3016万1000円、納付すべき税額220万9900円、原告丙については、課税価格2864万3000円、納付すべき税額220万9900円と計算した相続税の修正申告書を提出した(乙1)。
- (6) 処分行政庁は、平成22年6月29日、本件金員が相続財産に含まれるとして、原告らに対し、原告甲については、課税価格1億6262万5000円、納付すべき税額28万8700円とし、原告乙については、課税価格3016万1000円、納付すべき税額331万7600円とし、原告丙については、課税価格2864万3000円、納付すべき税額315万0700円とする相続税の更正をし、また、原告甲については、過少申告加算税2万4000円、原告乙については、過少申告加算税11万円、原告丙については、過少申告加算税9万6500円とする賦課決定をした(以下「本件各処分」という。乙2の1ないし3)。
- (7) 原告らは、平成22年7月2日付け及び同月22日付けで、処分行政庁に対し、本件各処分につき異議申立てをしたが、処分行政庁は、同年9月1日、これをいずれも棄却した(甲1)。
- (8) 原告らは、同月15日、国税不服審判所長に対し、上記棄却につき審査請求をしたが、同所長は、平成23年6月21日、これらをいずれも棄却した(甲2)。
- (9) 原告らは、同年10月28日、本件訴えを提起した。

2 争点及びこれについての当事者の主張

本件金員が丁の相続財産であるかが本件の争点であり、これについての当事者の主張は次のとおりである。

(1) 原告らの主張

原告乙は、丁の依頼により、平成19年4月19日、本件口座から本件金員を引き出し、同日、B病院の病室で丁に本件金員を渡した。丁は、同月11日からB病院に入院していたが、同月20日に退院するまで元気であり、競輪の電話投票等もしており、本件金員を費消できる状態にあった。本件金員は、同月25日丁が死亡した時には、存在しなかった。

(2) 被告の主張

平成19年4月19日に丁名義の預金口座から5000万円が引き出され、丁が死亡し相続が開始する同月25日までの間、丁が、本件金員を自己の債務の返済や貸付けに使用した事実はなく、入院費用に充てた事実もない。丁は、平成19年4月19日から同月25日までの間に、本件金員を費消しておらず、本件金員は、丁の死亡時に存在していた。

第3 争点に対する判断

1 前提事実及び証拠(乙5ないし乙9、原告乙本人)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 丁は、不動産取引を業とするC株式会社の代表取締役を務めていた。

原告乙は、丁と同居し、同会社の従業員として賃貸アパート及びマシジョン管理の仕事をしていた。

(2) 丁は、平成13年ころ、C型肝炎を発病し、同年5月以降、年に1回ないし2回、1週間ないし2週間、栃木県下野市内のD病院に入院し、治療を受けていた。

(3) 丁は、平成19年4月11日(以下、同年月については年月の記載を省略する。)、肝臓がんの治療のため、東京都千代田区内のB病院に入院したが、黄疸が強くなり、体調が悪化したため、D病院に転院することになり、19日、B病院を翌20日に退院することとなった。

丁は、20日午前10時ころ、原告らに付き添われてB病院を退院し、丙の運転する車で帰宅し、自宅で過ごした後、翌21日午後、原告らに付き添われて、D病院に入院した。

丁には、21日以降、毎日、原告甲らが付き添っていたが、丁の病状は、21日以降、日に日に悪化し、23日ころには、病室から出ることができない状態となり、24日ころにはベッドから出ることができないままとなり、25日に死亡した。

2 原告らは、原告乙が銀行から下ろした5000万円は、丁が費消した旨主張し、原告乙は、本人尋問において、丁の依頼により、19日、宇都宮市内のA銀行本店の丁名義の預金口座から5000万円を下ろし、これを丁が入院していたB病院に運び、丁に渡したとし、丁がどこかに費消した旨供述をしている。

しかしながら、銀行から下ろした5000万円を現金のまま、宇都宮市内から東京都千代田区内まで運び、入院中の丁に渡したが、その後、丁が、25日に死亡するまでの間に、原告らに知られることなく、これをすべて費消したとする原告乙の供述は、それ自体、直ちに首肯し難いものである上、前記認定事実によれば、丁は、11日から、肝臓がんの治療のため、B病院に入院していたところ、体調が悪化したため、19日、転院することになり、翌20日、一旦退院し、その翌21日にD病院に転院したものの、更に病状が悪化し、25日、死亡するに至ったものであり、このような丁の病状に照らすと、19日以降に丁が本件金員を費消したものと認め難い。

また、原告らは、本件金員の費消先として競輪を指摘するが、証拠(乙11)によれば、丁は、18日以降、競輪の決済取引を行っていないことが認められる。

これらの諸点に照らすと、前記原告乙の供述は採用することができず、他にも、原告らの主張事実を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、丁が本件預金を費消したものと認めることはできず、本件金員は、相続財産に属するものと認められる。よって、本件各処分は違法はない。

3 以上によれば、原告らの請求は理由がないから、これをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

宇都宮地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 端 二三彦

裁判官 木目田 玲子

裁判官 山本 明子